

平成28年(ワ)第893号 損害賠償請求事件

原告 三宅俊司

被告 沖縄県

第 2 準 備 書 面

平成29年3月31日

那覇地方裁判所 民事部 御 中

~~三宅俊司~~
三宅俊司

被告訴訟代理人弁護士 宮 城 和



被告指定代理人 新 里 賢



同 上 喜 納 啓 信



上記当事者間の平成28年(ワ)第893号損害賠償請求事件について、被告の主張は次のとおりである。

第1 平成28年11月3日における抗議行動と警察措置

1 抗議行動の実態

- (1) 米軍北部訓練場ヘリパッド建設関連工事に反対する抗議参加者(以下「抗議参加者」という。)による抗議行動の実態については、平成29年2月9日付提出の乙1号証「平成28年11月3日に実施した本件警備措置に関

する報告書（以下「報告書」という。）」でも述べているが、平成28年7月11日に米軍北部訓練場ヘリパッド建設関連工事が開始されて以降、米軍北部訓練場周辺（乙2ご参照）では、連日、抗議参加者による

- ① 沖縄県道70号線における低速走行（停止又は時速5ないし10kmで走行。以下同じ）
- ② 道路上いっばいに車両を放置し、その隙間に座り込むなどして道路を封鎖する行為
- ③ 米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事に係る工事関係車両（以下「工事車両」という。）等への飛び出し、立ち塞がり、寝そべり、潜り込み行為
- ④ 工事車両の荷台への飛び移り、しがみつき行為
- ⑤ 車道に立ち塞がり車両を止める検問まがいの行為
- ⑥ 道路上における無許可の集会・デモ

といった極めて危険かつ違法な抗議行動が行われており、一般交通など住民生活にも重大な支障が生じている状況が常態化していた。

加えて、抗議参加者らは、法令に違反すると認識した上で、米軍北部訓練場の区域内に侵入し、

- ⑦ 重機にしがみついたり、重機の前で座り込む行為
- ⑧ 伐採される木にしがみついたり、伐採現場付近で座り込んだり、チェーンソーに接近する行為

等により工事を直接妨害する抗議行動が行われ、米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事関係者（以下「工事関係者」という。）と抗議参加者の双方にとって極めて危険な状態に至っていた。（乙3の1ないし6ご参照）

- (2) 実際に、米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事への抗議行動に関連して、米軍北部訓練場内外において、抗議参加者らと地元住民や工事関係者等との事件やトラブル等が多数発生している。（乙4の1ないし4ご参照）
- (3) また、米軍北部訓練場のヘリパッド建設工事が再開された平成28年7月22日以降、公務執行妨害罪で3名、往来妨害罪で2名、傷害罪で1名、

器物損壊罪で1名、公務執行妨害・傷害罪で6名、道路交通法違反で1名の合計14名が逮捕されている。(乙5の1ないし11ご参照)

2 沖縄県警察の警備方針

(1) 平成29年2月9日付提出の乙1号証「報告書」でも述べているが、沖縄県警察による米軍北部訓練場周辺(乙2ご参照)における抗議行動に伴う警備については、これまでの抗議活動の経緯や状況等を踏まえつつ、

- ① 国頭村の砕石場から北部訓練場まで約40kmの行程において、危険かつ違法な抗議行動が行われること
- ② 沖縄県道70号線は、特に東側では代替性のない通行用道路であり、住民生活のため通行の確保が必要であること
- ③ 安全に最大限配慮した対応を行うには、1名に対して複数の警察官が必要であること
- ④ 昼間の警備に加えて、夜間の抗議行動に対応するためにも、常時、警察官の配置が必要であること
- ⑤ 県内における一般治安の維持にも万全を期す必要がある中で、沖縄県警察の人員体制では十分な対応ができないこと

などから相当数の人員が必要であるため、沖縄県公安委員会から警視庁、神奈川県警察、千葉県警察、愛知県警察、大阪府警察、福岡県警察の6都府県の公安委員会宛に援助の要求を行い、所要の警備体制を執ったものである。

(2) 沖縄県警察では、警察法第2条に規定する「個人の生命・身体・財産の保護」と「公共の安全と秩序の維持」という警察の責務に照らし、米軍北部訓練場周辺における抗議行動の状況等を踏まえ、現場における混乱及び交通の危険の防止等のために、「抗議参加者を含む関係者の安全」と「住民生活への影響」に最大限配慮した適切な警備活動を行った。

また、抗議行動の過程で違法行為に発展する場合には、各種法令に基づき、警告、制止、検挙等所要の措置を講じることとした。

- (3) 抗議行動については、それが公共の安全と秩序を侵害しない限り沖縄県警察が関与するものではない。

しかし、米軍北部訓練場周辺では、早朝から、抗議参加者が、工事車両の進行を妨害するため、車両の前への飛び出し、立ち塞がり、寝そべり、車両の下へのもぐり込み行為や道幅いっぱい車両を放置し、その隙間に座り込むなどして道路を封鎖する、危険かつ違法な抗議行動により一般交通が不能となる状況が常態化していた。(乙3の1ないし6ご参照)

そのため、沖縄県警察では、危険かつ違法な状態の解消を図るまでの間、任意の協力の下、沖縄県道70号線を通過する運転者に対し、検問等により交通の危険等について情報提供と注意喚起等を行うほか、車両を一時留め置き、交通の回復等を待ってもらうなど、必要な措置を講じたところである。

- (4) このように、沖縄県警察では、米軍北部訓練場周辺における抗議行動の状況等を踏まえ、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、刻一刻と変化する現場に対応し、各種法令に基づき、必要な警備活動を行っているところであり、警察法第2条に規定する警察の責務を達成するための業務を適切に行ったものである。

また、平成28年9月15日には、沖縄県道70号線を車両で封鎖した者を往来妨害罪(乙5の4ご参照)で、同年11月29日には、沖縄県道70号線で車両の前に立ち塞がって通行を妨害した者を道路交通法違反(乙5の11ご参照)で、現行犯逮捕するなど、抗議参加者による危険かつ違法な抗議行動に対し、法と証拠に基づき、厳正に対処したところである。

- 3 平成28年11月3日における抗議行動の状況と違法性(乙17、乙18ご参照)

※ 抗議行動の違法性については、主なものを挙げたもので、抗議行動の状況により他の法令にも抵触する状況もあった。

- (1) 午前6時29分

- ① 抗議参加者らが、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上のN1入口付近で、集会のため道路上に板を敷いて座り込む準備をするなどして、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通を阻害した。
 - ② 抗議行動の違法性
 - ア 道路上での無許可の集会（道路交通法第77条第1項第4号違反）
 - イ 道路上に立ち塞がり、座り込む等の行為（以下「座り込む等の行為」という。）（道路交通法第76条第4項第2号違反）
 - ウ 道路上に板やブロック等を置く行為（道路交通法第76条第3項違反）
- (2) 午前7時55分
- ① 抗議参加者20名が、国頭村在の砕石場付近で工事車両等に対し、時には道路上に立ち塞がるなどして北部訓練場ヘリパッド建設反対のアピール活動を行ったもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。
 - ② 抗議行動の違法性
 - ア 道路上に座り込む等の行為（道路交通法第76条第4項第2号違反）
 - イ 工事関係者等への妨害行為（刑法第234条・威力業務妨害罪）
- (3) 午前7時59分
- ① 抗議参加者2名が、大宜味村在の国道58号津波交差点付近で工事車両等に対し、時には道路上に飛び出すような態度をとるなどして北部訓練場ヘリパッド建設反対のアピール活動を行ったもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。
 - ② 抗議行動の違法性
 - ア 工事車両等への人の飛び出し行為（道路交通法第13条第1項違反）
 - イ 工事関係者等への妨害行為（刑法第234条・威力業務妨害罪）
- (4) 午前8時14分

① 抗議参加者40名が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上のN1入口付近で、道路上に板を敷いて座り込む等して集会を開始し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。

② 抗議行動の違法性

ア 道路上での無許可の集会（道路交通法第77条第1項第4号違反）

イ 道路上に座り込む等の行為（道路交通法第76条第4項第2号違反）

ウ 道路上に板やブロック等を置く行為（道路交通法第76条第3項違反）

エ 工事車両等への人の飛び出し行為（道路交通法第13条第1項違反）

オ 工事関係者等への妨害行為（刑法第234条・威力業務妨害罪）

(5) 午前9時16分

① 抗議参加者8名が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上の東村字宮城在県道70号線41.5キロポスト（「緑の水がめ国有林」の看板）付近で車両5台を道路両側に駐車して大型車両の通行を妨害し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。（乙15の2ないし3ご参照）

② 抗議行動の違法性

ア 駐車方法（道路交通法第47条第2項違反）

イ 工事車両等への人の飛び出し行為（道路交通法第13条第1項違反）

ウ 工事関係者等への妨害行為（刑法第234条・威力業務妨害罪）

(6) 午前9時21分

① 抗議参加者70名が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上のN1入口付近で、道路上に板を敷いて座り込む等して集会を継続し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務

活動を阻害した。(乙15の1ご参照)

沖縄県警察では、N1入口からの工事車両の入域に伴う抗議参加者を含む関係者等の安全確保等のため、抗議参加者らに道路交通法違反である旨警告後、午前10時20分から座り込みをしていた抗議参加者の移動措置を開始し、同午前10時44分に工事車両等の通行を確保した。

② 抗議行動の違法性

- ア 道路上での無許可の集会（道路交通法第77条第1項第4号違反）
- イ 道路上に座り込む等の行為（道路交通法第76条第4項第2号違反）
- ウ 道路上に板やブロック等を置く行為（道路交通法第76条第3項違反）
- エ 工事車両等への人の飛び出し行為（道路交通法第13条第1項違反）
- オ 工事関係者等への妨害行為（刑法第234条・威力業務妨害罪）

(7) 午前9時29分

- ① 抗議参加者20名が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上の東村字宮城在県道70号線41.5キロポスト（「緑の水がめ国有林」の看板）付近で車両5台を道路両側に駐車して大型車両への通行妨害を継続し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。(乙15の2ないし3ご参照)

沖縄県警察では、抗議参加者らに道路交通法違反である旨警告後、同午前9時34分から簡易レッカーで車両3台を移動させ、同40分に工事車両の通行を確保したほか、同所で斜めに駐車していた車両3台を駐車違反で検挙した。

② 抗議行動の違法性

- ア 駐車方法（道路交通法第47条第2項違反）
- イ 工事車両等への人の飛び出し行為（道路交通法第13条第1項違反）
- ウ 工事関係者等への妨害行為（刑法第234条・威力業務妨害罪）

(8) 午前9時47分

- ① 再度、抗議参加者らが、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上の東村字宮城在県道70号線41.5キロポスト(「緑の水がめ国有林」の看板)の北側付近で車両6台を道路両側に駐車して大型車両の通行を妨害し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。(乙15の4ご参照)

沖縄県警察では、抗議参加者らに道路交通法違反である旨警告後、同午前9時50分から簡易レッカーで車両3台を移動させ、同午前10時3分に工事車両等の通行を確保した。

② 抗議行動の違法性

ア 駐車方法(道路交通法第47条第2項違反)

イ 工事車両等への人の飛び出し行為(道路交通法第13条1項違反)

ウ 工事関係者等への妨害行為(刑法第234条・威力業務妨害罪)

(9) 午前10時17分

- ① 抗議参加者車両5台が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上の東村字高江在共同売店の南側で工事車両の前方を低速走行して通行を妨害し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。

県警察では、同車両運転手らに、道路交通法違反である旨警告後、午前10時24分に低速走行の同抗議参加者車両を停車させ、これを追いついて工事車両等の通行を確保した。

② 抗議行動の違法性

ア 低速走行(道路交通法第27条第2項違反)

イ 工事関係者等への妨害行為(刑法第234条・威力業務妨害罪)

(10) 午前10時48分

- ① N1入口付近で抗議参加者女性1名が、工事車両の前に飛び出して、大型車両の通行を妨害し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗

議参加者は自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。

沖縄県警察では、同女性を制止して危険防止措置を実施した。(乙21の1ご参照)

② 抗議行動の違法性

ア 工事車両等への人の飛び出し行為(道路交通法第13条第1項違反)

イ 工事関係者等への妨害行為(刑法第234条・威力業務妨害罪)

(11) 午前11時零分

- ① N1入口付近で前記午前10時48分の項記載の抗議参加者女性1名が、再度、工事車両の前に飛び出して、大型車両の通行を妨害し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者は自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。

沖縄県警察では、同女性を制止して危険防止措置を実施した。

② 抗議行動の違法性

ア 工事車両等への人の飛び出し行為(道路交通法第13条第1項違反)

イ 工事関係者等への妨害行為(刑法第234条・威力業務妨害罪)

(12) 午前11時17分

- ① N1入口付近で前記午前10時48分の項記載の抗議参加者女性1名が、再々度、工事車両の前に飛び出して、大型車両の通行を妨害し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者は自らの主張を通すため、執拗に危険かつ違法な方法で道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。(乙21の2ご参照)

沖縄県警察では、同女性を制止して危険防止措置を実施した。

② 抗議行動の違法性

ア 工事車両等への人の飛び出し行為(道路交通法第13条第1項違反)

イ 工事関係者等への妨害行為(刑法第234条・威力業務妨害罪)

(13) 午後2時16分

- ① 抗議参加者車両1台が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県

道70号線上のN1入口付近で警察車両の通行を妨害し同所で渋滞を発生させたもので、抗議参加者は自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と警察官の業務活動を阻害した。

沖縄県警察では、同車両に道路交通法違反である旨警告後、同午後2時21分に移動させ通行を回復し渋滞を解消した。

② 抗議行動の違法性

ア 車両による飛び出し行為（道路交通法第70条違反）

イ 駐車方法（道路交通法第47条第2項違反）

ウ 公務執行妨害罪（刑法第95条）

(14) 午後2時38分

① 抗議参加者10名（午後2時55分頃、最盛時30名）が、米軍北部訓練場内H地区ヘリパッド付近に不法侵入して、同午後3時54分に工事が終了するまで工事関係者等への抗議活動を行ったもので、抗議参加者は自らの主張を通すため、違法であることを承知の上で、米軍施設内に不法侵入し、工事関係者等の業務活動を阻害した。

沖縄県警察では、不法侵入である旨を警告するとともに、工事関係者等への妨害行為等の警戒を実施した。

② 抗議行動の違法性

ア 米軍施設内への不法侵入（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第2条違反）

イ 工事関係者等への妨害行為（刑法第234条・威力業務妨害罪）

4 平成28年11月3日における原告車両等を留め置くまでの経緯（乙18ご参照）

(1) 検問の実施

① 検問の目的

ア 平成28年11月3日に実施した検問は、前述第1の1ないし2（本

書面1ないし3頁ご参照) のとおり、平成28年7月11日以降、連日、抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動が繰り返されている状況(乙1、乙2、乙3の1ないし6、乙4の1ないし4、乙5の1ないし11、乙6の1ないし5、乙7の1ないし2、乙8の1ないし2ご参照)等を踏まえ、前述第1の3(本書面3ないし10頁ご参照)のとおり、当日も早朝から抗議参加者により工事車両が発着する国頭村在の碎石場のほか、国道58号や沖縄県道70号線の道路上など工事車両が通行する様々な場所で、その通行を妨害するため、低速走行、道路両側への駐車、車両前への飛び出し、県道上での集会・座り込み等の危険かつ違法な抗議活動が行われていた状況(乙14、乙15の1ないし4、乙17、乙18、乙21の1ないし2ご参照)等から、警察法第2条第1項に規定する「個人の生命・身体・財産の保護」、「犯罪の予防、鎮圧」、「公共の安全と秩序の維持」という警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、沖縄警察現場統括官の指示により同日午前10時18分頃から実施した。

イ 検問については、運転者に対し任意に停止を求め、運転免許証の所持の有無、通行の目的等を確認するとともに、通行先の道路状況の情報提供等をする中で、抗議参加者や違法かつ危険な抗議行動を行う可能性等を判断するなど、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため法令に基づき強制力を伴わない任意手段により実施した。

② 検問の法的根拠等

ア 警察法第2条第1項(警察の責務)

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。

イ 検問場所を通過する運転者に対し、任意に停止を求めた後、個別の状況により、警察官職務執行法第2条、道路交通法(酒気帯び、整備不良、過積載等)、刑事訴訟法第197条第1項(任意捜査)等の個別

法令に基づき措置へ移行することもあり得る。

③ 本件検問の適法性

ア 本件検問は、前述のとおり、警察法第2条第1項に規定する警察の責務に基づき、抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動が繰り返されている状況等を踏まえ、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、運転者に対し任意に停止を求め、運転免許証の所持の有無、通行の目的等を確認するとともに、通行先の道路状況の情報提供等を行ったものであるところ、その態様は、最高裁判例（最決昭和55年9月22日、最高裁判所刑事判例集34巻5号272頁、乙9の1ご参照）が「交通の安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものである」とし、「相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法なものと解すべきである」としたところに合致するものである。

イ また、千葉地方裁判所裁判例（平4・4・30判例自治103号76頁、乙9の2ご参照）は、空港周辺でゲリラ事犯の未然防止とその発生時における制圧検挙を目的としてほぼ全車両を対象に行われた検問について、「本件検問は、同小隊の隊員が、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕のために、以前に付近で自動車等を使ったゲリラ事犯が多発発生したことがある本件現場において、運転者などの任意の協力を求める形で、かつ車両の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で、本件現場を通過する車両に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず、短時分の停止を求めて運転者などに対して必要な事項についての質問などをするものであるから、警察法2条1項が「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕」を警察の責務として定めていることに照らすと、適法というべきである。」としており、本件検問も同判例に照らし、適法というべきである。

(2) 危険かつ違法な抗議行動等への対応方針と法的根拠

沖縄県警察では、抗議参加者の危険かつ違法な抗議行動に対し、警察法第2条第1項に規定する警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、検問のほか、下記のとおり、関係法令に基づき適法・適切な措置を実施することとしていた。

① 違法な抗議行動を行うおそれがある時の留め置き

ア 警察官職務執行法第5条（犯罪の予防及び制止）に基づき実施した。

<警察官職務執行法第5条>

警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めるときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

イ それまでの抗議行動の状況等も踏まえ、抗議参加者が、警察官の眼前で、違法かつ危険な抗議行動を行う蓋然性が高い場合において、留め置くよう指示したものである。

② 違法な抗議行動を現に行っている者の留め置き（警察官による現行犯罪の制止）

ア 警察法第2条第1項（警察の責務）、警察官職務執行法第5条（犯罪の予防及び制止）及び刑事訴訟法第213条（現行犯逮捕）の関係規定全体の趣旨に基づき実施した。

<刑事訴訟法第213条>

現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

イ 現に行われ、違法行為であることが明らかな中で、必要と認められる限度で現行犯罪の鎮圧のための制止を行うよう指示したものである。

③ 反対派の抗議行動等で通行不能な場合における停止措置（現場の警察官による交通規制）

ア 道路交通法第6条第2項（警察官等の交通規制）に基づき実施した。

＜道路交通法第6条第2項＞

警察官は、車両等の通行が著しく停滞したことにより道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。第四項において同じ。）における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、その現場における混雑を緩和するため必要な限度において、その現場に進行してくる車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じ、又は第八条第一項、第三章第一節、第三節若しくは第六節に規定する通行方法と異なる通行方法によるべきことを命ずることができる。

イ 抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動等による道路封鎖等で、通行先の道路が通行不能な場合において、現場警察官による交通規制として、停止措置を行うよう指示したものである。

(3) 抗議参加者車両の留め置き措置を実施する場合における指示・方針（乙19ご参照）

沖縄県警察では、抗議参加者による危険かつ違法な抗議行動の状況等から、留め置きが長時間に及ぶこともあることを考慮し、留め置く際には、運転者に対し、下記事項について申し向け、確認するよう指示していた。

① 徒歩移動及び迂回措置

沖縄県警察では、車両ではなく徒歩ならば悪質な妨害行為までには至らず、また、仮に妨害行為があったとしても沖縄県道70号線上に配置の警察官で対応は可能との判断の下、留め置く場合には、運転者に車両から降りて徒歩で向かわせるか、又は車両をUターン等させ迂回させる措置をとるよう指示しており、現場警察官はこれらを運転者に申し向け、確認した。

② 弁護士及び報道関係者の通行措置

弁護士及び報道関係者については、

ア 沖縄県道70号線を走行し、米軍北部訓練場付近を通過するこ

とは目的ではなく、抗議参加者が集合するN1入口等における抗議行動の状況を確認若しくは取材することが目的であること

イ 抗議参加者による工事車両等に対する危険かつ違法な妨害行為で道路が封鎖され、通行不能となることも承知していること

ウ 工事車両等に対する危険かつ違法な妨害行為に至る可能性が低いこと

などから、抗議参加者等の車両を通過させない場合であっても、弁護士バッジや身分証等でその身分等を確認した上で通過させていた。(乙22ご参照)

第2 平成28年11月3日における原告車両の留め置き状況 (乙19ご参照)

1 午前11時38分

(1) 経緯

① 平成28年11月3日は、当日早朝からの抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴い、沖縄県警察現場統括官の指示を受け、同日午前10時18分頃から、愛知県警察柴田健司中隊長指揮により、米軍北部訓練場メインゲート (以下「メインゲート」という。) 南側約30m地点において検問を実施中であった。

② 同日午前11時38分頃、沖縄県道70号線を北上してきた原告車両 (沖縄330な98) を認め、同愛知県警察長谷川健人隊員が任意に停止を求め、原告車両はこれに応じて停車した。

③ 当該車両を停車後、同隊員が任意に協力を求める形で、自動車運転免許証の提示を求めたところ、原告はこれに応じ不審点もなかったため、同中隊長の指示を受けた後、通過させているが、その際、原告は自身が弁護士であることは明らかにすることはなかった。

(2) 法的根拠

① 警察法第2条第1項 (警察の責務)

② 本件検問については、前述第1の4の(1) (本書面10頁ご参照) でも

述べたとおり適法である。

2 午前11時40分

(1) 経緯

① 平成28年11月3日午前10時18分頃から、警視庁桜井亮司中隊長指揮により隊員15名で、東村高江在の高江橋の南側約50m地点において検問を実施した。

② 同日午前11時40分頃、警視庁吉村小隊長らは、沖縄県道70号線を北上してきた原告車両を認めたことから停止を求め、原告車両はこれに応じて停車しているが、同車両を停止させた直後から原告が、

ア 抗議参加者らがよく行っている警察官にカメラを向けて録画する動作をしていること

イ 同吉村小隊長が原告に対し、「この先に行かれるご用件をうかがってもよろしいですか。」と北上してN1入口方向に進行する理由を質問しても、「車両を停める根拠は何ですか。行き先や理由を聞く根拠は何ですか。」などと反抗的な態度を示すだけで、理由を明らかにしなかったこと

から同吉村小隊長は、原告は抗議参加者であると認識し、同日も早朝から抗議参加者により、工事車両が発着する国頭村在の碎石場のほか、国道58号や沖縄県道70号線の道路上など工事車両が通行する様々な場所で、その通行を妨害するため、低速走行、道路両側への駐車、車両前への飛び出し、県道上での集会・座り込み等の危険かつ違法な抗議活動が繰り返し行われていた状況(乙14、乙15の1ないし4、乙17、乙18、乙21の1ないし2ご参照)等を踏まえ、そのまま通過させた場合には、工事車両等に対して何らかの妨害行為を敢行するおそれがあると判断し、警察法第2条第1項に規定する警察の責務に照らし、前述第1の4の(2)の①(本書面12頁ご参照)のとおり、警察官職務執行法第5条に基づき、同所に留め置く措置を講じることとした。

なお、原告は、弁護士バッジを付けた背広を後部座席に畳んで置いていた（2016年11月7日付原告提出の「訴状」4頁の第3の4ご参照）ため、現場警察官は弁護士バッジの確認はできなかつたものである。

- ③ その後、同吉村小隊長は、事件やトラブル等の発生のおそれもあることから、私服捜査班等を要請した。

(2) 法的根拠

① 検問

警察法第2条第1項（警察の責務）

② 留め置き措置

警察官職務執行法第5条（犯罪の予防及び制止）

(3) 本件措置の適法性

① 本件検問について。

前述第1の4の(1)（本書面10頁ご参照）でも述べたとおり適法である。

② 本件原告を留め置いた措置について。

ア 東京高等裁判所裁判例（昭和34年4月25日、東京高等裁判所（刑事）判決時報10巻4号265頁、乙11ご参照）は、劇場内で暴行をし、観客にも迷惑を及ぼす虞があつたので、警察官が、その男を劇場外道路へ連出し、その男が劇場内に戻ろうとするのを制止した行為は、警察官職務執行法五条に基づき適法であるとしたもので、「警察官職務執行法第五条によれば、警察官は犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防の為関係者に必要な警告を発し、又もしその行為により人の生命、若しくは身体に危険が及び又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる旨定められているところ、本件渡辺警部が被告人を劇場外に連れ出し、被告人が劇場内に戻ろうとするのを制止した行為は正にこゝに云う犯罪行為により人の身体に危険を及ぼす虞があり、急を要する場合でその行為を制止することができる場合に該当するものと認

められる。」と判示している。

イ また、大阪高等裁判所裁判例（昭和34年9月30日、下級裁判所刑事裁判例集1巻9号1924頁、乙20ご参照）は、「警察官職務執行法第五条によつて認められている警察官の犯罪予防のための制止行為は、通常実力の行使をも伴うものであるから、その適法性の要件は厳格に解するのが適當であるところ、同条による制止行為が適法であるためには、当該公務員がその行為につき抽象的権限を有することのほか、その行為を為しうる法定の具体的条件即ち同条の規定する条件を具備することを要するものといわなければならない。そしてこれらの適要要件が充足されているかどうかの判断はあくまでも客観的に判定すべきものであつて、単に当該公務員において適法要件が備わっていると信じただけでそれが適法な職務行為となるものでないことは勿論であるけれども、一面本条の制止行為のように法が公務員に認定権或いは裁量権を認めている場合には、たとえ事後の判断においては当該公務員の認定に誤認があつたと認められる場合でも職務執行当時の状況を基準として判断すれば公務員として用うべき注意義務を尽したとしてもその認定が妥當であつたと認められるときは、その要件は客観的にも充足されていたものとして、その他の要件に欠けるところがない限り、その職務行為は適法なものといわなければならない。」とし、「同巡査の右の認定は当時の客観的状況より判断してまことに相當であるといふべく、仮りに当時被告人においては犯罪を行う意思は毛頭なく、従つて同巡査において被告人が前記のような犯罪行為に出るものと考えたのは事実を誤認したものであるとしても、その誤認は当時の客観的状況に照らして明白な誤認であるといふことはできず、その誤認のために前記制止行為が不適法となるものではない。」としている。

更に、「警察官職務執行法第五条には『犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは云々』と規定しているが、ここに『犯罪がまさに行われようとする』というのは犯罪を行う危険性が時間的に切迫して

いることをいい、原判決が犯罪の危険性が具体化していることを要するといっているのも用語としてはあえて不当とはいえないけれども、原判決の例示している『棒を持って人の背後に迫っている場合』のように犯罪の実行行為に着手する直前の状態であることを要するものではなく、社会通念上犯罪の危険性が切迫していると考えられる場合であれば足りるものと解す。」としているほか、「更に同条の規定によれば、警察官が制止することができるのは、『急を要する場合』であることを要し、同条にいわゆる『急を要する場合』とは、その場で制止しなければその行為を阻止しえない状況にあることをいうものと解すべきであるが、果してその場で制止しなければ阻止しえないかどうかということは、もとより物理的な可能性の有無をいうのではなく、社会通念によつて判断すべきもの。」と判示している。

ウ 本件においては、当該警視庁警察官が、原告に再三再四（午前11時40分、午後零時15分、午後零時55分、午後1時35分の計4回）、その身分やN1入口に向かう理由等を尋ねた際、「反抗的な態度で一向に、身分やその理由等を明らかにすることなく、当該警察官の言葉に耳を傾けようとしないうこと」や「抗議参加者がよく行う警察官にカメラを向け録画する動作等をしていたこと」等の原告の言動から原告を抗議参加者と認識し、平成28年7月11日以降、抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動が繰り返されている状況等の中、同日も早朝から抗議参加者により工事車両が出発する国頭村在の碎石場のほか、国道58号や沖縄県道70号線の道路上など工事車両が通行する様々な場所で、その通行を妨害するため、低速走行、道路両側への駐車、車両前への飛び出し、県道上での集会・座り込み等の危険かつ違法な抗議活動が繰り返し行われていたことなどの状況等を踏まえ、原告車両をそのまま進行させた場合には、工事車両等に対して何らかの妨害行為を敢行するおそれがあると判断し、留め置いたものである。

エ なお、原告は、「弁護士バッジを付けた背広を後部座席に畳んで置い

ていた（2016年11月7日付原告提出の『訴状』4頁の第3の4
ご参照）」ため、現場警察官は弁護士バッジの確認はできなかったもの
である。

オ これは警察官職務執行法第5条所定の「犯罪がまさに行われようと
するのを認めたとき」に当たり、かつ「その行為により人の生命若し
くは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて」、
「急を要する場合」に当たり、前述の判例に照らし、適法というべき
である。

また、たとえ結果として、原告が弁護士で工事車両等への妨害行為
を企図していないものであったとしても、平成28年7月11日以降
の状況を踏まえ、当日も早朝から抗議参加者が危険かつ違法な抗議行
動を繰り返し行っていた状況等に鑑みれば、本件において、当該警視
庁警察官が、原告に再三再四（午前11時40分、午後零時15分、
午後零時55分、午後1時35分の計4回）、その身分やN1入口に向
かう理由等を尋ねた際、「反抗的な態度で一向に、身分やその理由等を
明らかにすることなく、当該警察官の言葉に耳を傾けようとしな
いこと」や「抗議参加者がよく行う警察官にカメラを向け録画する動作等
をしていたこと」等の原告の言動から原告を抗議参加者と認識して原
告車両を留め置いた現場警察官による本件留め置き措置は、社会通念
上妥当であり、前述の判例にも合致する。

3 午後零時12分

(1) 経緯

- ① 前記2のとおり、原告車両を留め置いた後、警視庁吉村小隊長は、事
件やトラブル等の発生のおそれもあることから、私服捜査班等による採
証活動等を要請していたところ、同午後零時12分頃、同警視庁部隊の
警察官が、ビデオカメラで原告車両全体の状況について撮影を開始した。
- ② その後、沖縄県警察の私服捜査班が合流し、原告車両の後方等で警戒

等に当たり、同午後1時45分に撮影を終了した。

(2) 法的根拠

警察法第2条第1項（警察の責務）

(3) 本件措置の適法性

① 最高裁判所判例（昭和44年12月24日、最高裁判所刑事判例集23巻12号1625頁、乙16の1）は、「警察官による個人の容貌等の写真撮影は、現に犯罪が行われもしくは行われた後間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性および緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくとも、憲法13条・35条に違反しない。」としている。

② また、東京高等裁判所裁判例（昭和63年4月1日、東京高等裁判所(刑事)判決時報39巻1～4号8頁、乙16の2）は、「最高裁判例（上記①）は、その具体的事案に即して警察官の写真撮影が許容されるための要件を判示したものにすぎず、この要件を具備しないかぎり、いかなる場合においても、犯罪捜査のための写真撮影が許容されないとする趣旨まで包含するものではないと解するのが相当であって、当該現場において犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合であり、あらかじめ証拠保全の手段、方法をとっておく必要性及び緊急性があり、かつ、その撮影、録画が社会通念に照らして相当と認められる方法をもって行われるときには、現に犯罪が行われる時点以前から犯罪の発生が予測される場所を継続的、自動的に撮影、録画することも許されると解すべきである。」としている。

③ 本件においては、平成28年7月11日以降、米軍北部訓練場周辺では、沖縄県道70号線上で低速走行等をしていた抗議参加者車両に警察官が停止を求めた際、急発進して警察官を引きずり転倒させる公務執行妨害事件（乙1「報告書」6頁第2の2の(1)、乙5の1ご参照）や、一旦停止したが急発進させて警察官を驚愕させ後方に退避させた公務執行

妨害事件（乙1「報告書」7頁第2の2の(3)、乙5の3ご参照）等が発生していたところ、原告に対応していた警察官らは、同日早朝から北部訓練場周辺における抗議参加者らの危険かつ違法な抗議活動と、原告の挑発的な態度や発言等を踏まえ、原告が当該車両を急発進させるなど公務執行妨害等に至るおそれがあるとして、証拠保全の必要性及び緊急性から、原告車両を留め置いた本件措置の状況を車外からビデオカメラで撮影したもので、撮影する必要性及び緊急性があり、また、その正当性及び相当性が認められ、前記最高裁判例等に合致する警察法第2条第1項に規定する警察の責務に基づく適法・適切な措置である。

4 午後零時15分

(1) 経緯

- ① 同午後零時15分頃、原告が同警視庁吉村小隊長に対し、「通ってもよいですか。」「根拠は何ですか。この状況は国賠請求しますから。」等と述べてきた。

同吉村小隊長は、沖縄県警察から前述第1の4の(3)の①(本書面14頁ご参照)のとおり、車両ではなく徒歩ならば悪質な妨害行為までには至らず、また、仮に妨害行為があったとしても沖縄県道70号線上に配置されている警察官で対応は可能であるとの判断の下、抗議参加者が乗車する車両と判明した場合には、同人を車両から降車させ徒歩にてN1入口に向かわせるか、又は車両をUターン等させ迂回させる措置をとるよう指示されていたことから、「歩いて向こうに行く意思はありますか。」と申し向けたところ、原告は「ありません。私が飛び出したところを狙っているんでしょ。そんな馬鹿なことはしません。停止には従います。」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じているが、その身分やN1入口に向かう理由等を明らかにすることはなかった。

- ② なお、同吉村小隊長としては、原告を抗議参加者と認めた段階で、上記事項を申し向けようとしたが、原告が同吉村小隊長の言葉に耳を傾け

ようとしなかったため、この時点で行うこととなった。

- ③ 同所からN1入口までの距離は約850mである。
- ④ 同吉村小隊長は、弁護士バッジや身分証等が確認できず、原告も自身が弁護士であるとはまったく名乗らず、原告が弁護士であるとの認識を持つことができなかったところ、工事車両等に対して何らかの妨害行為を敢行するおそれがある抗議参加者と認識し原告車両を通過させるべきではないと判断して、留め置きを継続したものである。

(2) 法的根拠

- ① 警察法第2条第1項（警察の責務）
- ② 警察官が、原告に徒歩による移動を申し向けたことに対し、原告は「ありません。私が飛び出したところを狙っているんでしょうがそんな馬鹿なことはしません。停止には従います。」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じていることから、警察法第2条第1項に規定する警察の責務を達成するために必要な手段として行った強制力を伴わない任意手段による留め置きであり、適法・適切な措置である。
- ③ 原告は、「弁護士としての業務を妨害された」旨主張する。しかし、現場警察官は、弁護士バッジや身分証等が確認できず、原告も自身が弁護士であるとはまったく名乗らなかったため、原告が弁護士であるとの認識を持つことができなかった。

従って、原告の「弁護士としての業務を妨害された」旨の主張は当たらないものである。

5 午後零時55分

(1) 経緯

- ① 同午後零時55分頃、同吉村小隊長は、原告から「1時間たったけどまだ止めますか。」と尋ねられたことから、あらためて「Uターンしてもらうことはできないですか。」と申し向けたが、原告は「はい。私は向こうに行きます。」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じて

いるが、その身分やN1入口に向かう理由等を明らかにすることはなかった。

- ② 同吉村小隊長は、弁護士バッジや身分証等が確認できず、原告も自身が弁護士であるとはまったく名乗らず、原告が弁護士であるとの認識を持つことができなかったところ、工事車両等に対して何らかの妨害行為を敢行するおそれがある抗議参加者と認識し原告車両を通過させるべきではないと判断して、留め置きを継続したものである。

(2) 法的根拠

- ① 警察法第2条第1項（警察の責務）
- ② 警察官が、原告に徒歩による移動やUターンを申し向けたことに対し、原告は「はい。私は向こうに行きます。」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じていることから、警察法第2条第1項に規定する警察の責務を達成するために必要な手段として行った強制力を伴わない任意手段による留め置きであり、適法・適切な措置である。
- ③ 原告は、「弁護士としての業務を妨害された」旨主張する。しかし、現場警察官は、弁護士バッジや身分証等が確認できず、原告も自身が弁護士であるとはまったく名乗らなかったため、原告が弁護士であるとの認識を持つことができなかった。

従って、原告の「弁護士としての業務を妨害された」旨の主張は当たらないものである。

6 午後1時35分

(1) 経緯

- ① 同午後1時35分頃、原告の「あとどれくらいになるか責任者に聞いてもらっていいですか。」との問いに対し、同吉村小隊長が「もう一度確認しますが、歩いて行くかUターンすることはできないですか。」と申し向けたところ、原告は「はい。お願いします。」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じたが、その身分やN1入口に向かう理由等

を明らかにすることはなかった。

- ② 同吉村小隊長は、弁護士バッジや身分証等が確認できず、原告も自身が弁護士であるとはまったく名乗らず、原告が弁護士であるとの認識を持つことができなかったところ、工事車両等に対して何らかの妨害行為を敢行するおそれがある抗議参加者と認識し原告車両を通過させるべきではないと判断して、留め置きを継続したものである。

(2) 法的根拠

- ① 警察法第2条第1項（警察の責務）
- ② 警察官が、原告に徒歩による移動やUターンを申し向けたことに対し、原告は「はい。お願いします。」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じていることから、警察法第2条第1項に規定する警察の責務を達成するために必要な手段として行った強制力を伴わない任意手段による留め置きであり、適法・適切な措置である。
- ③ 原告は、「弁護士の業務を妨害された」旨主張する。しかし、現場警察官は、弁護士バッジや身分証等が確認できず、原告も自身が弁護士であるとはまったく名乗らなかったため、原告が弁護士であるとの認識を持つことができなかった。

従って、原告の「弁護士としての業務を妨害された」旨の主張は当たらないものである。

7 午後1時50分

(1) 経緯

同午後1時50分頃、N1入口からの工事車両の入出域が終了したことに伴い、同所周辺における危険かつ違法な抗議行動の危険性が少なくなったことから、警察本部は規制等の解除を指示し、これを受けて原告車両の留め置き措置を終了し通過させた。

第3 総括

1 以上のことから、平成28年11月3日に、沖縄県警察の指揮の下にある警視庁警察官等が行った原告車両を留め置いた等の措置は、平成28年7月11日以降、連日、抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動が繰り返されている状況（乙1、乙2、乙3の1ないし6、乙4の1ないし4、乙5の1ないし11、乙6の1ないし5、乙7の1ないし2、乙8の1ないし2ご参照）等を踏まえ、当日早朝から抗議参加者により、工事車両が出発する国頭村在の碎石場のほか、国道58号や沖縄県道70号線の道路上など工事車両が通行する様々な場所で、その通行を妨害するため、低速走行、道路両側への駐車、車両前への飛び出し、県道上での集会・座り込み等の危険かつ違法な抗議活動が繰り返し行われていた状況（乙14、乙15の1ないし4、乙17、乙18、乙21の1ないし2ご参照）等の中で、警察法第2条第1項に規定する「個人の生命・身体・財産の保護」、「犯罪の予防、鎮圧」、「公共の安全と秩序の維持」という警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第2条第1項及び警察官職務執行法第5条に基づき行った必要な措置であり、社会通念上も妥当で、適法・適切な措置である。

2 なお、沖縄県警察では、前述第1の4の(3)の②（本書面14頁ご参照）のとおり、抗議参加者等の車両は通過させない場合であっても、弁護士及び報道関係者については、弁護士バッジや身分証等でその身分等を確認して通過させているところ（乙22ご参照）、本件については、原告の「反抗的な態度で一向に、身分やその理由等を明らかにすることなく、当該警察官の言葉に耳を傾けようとしないうこと」や「抗議参加者がよく行う警察官にカメラを向け録画する動作等をしてきたこと」等の言動から、現場警察官が、原告を抗議参加者と認識している中で、原告は、現場警察官と再三再四（午前11時40分、午後零時15分、午後零時55分、午後1時35分の計4回）、通過の可否等で応対しているにもかかわらず、その身分やN1入口に向かう理由等を明らかにすることなく、警察官からの徒歩移動等の申し向けに対し、原

告は「ありません。私が飛び出したところを狙っているんでしょうがそんな馬鹿なことはしません。停止には従います。」等と述べ、そのまま停止に従うとして、その場での留め置き措置に応じていることから、警察法第2条第1項に規定する警察の責務を達成するために必要な手段として行った強制力を伴わない任意手段による留め置きであり、適法・適切な措置である。

- 3 原告の「弁護士としての業務を妨害された」旨の主張についても、原告が、再三再四あった現場警察官と応対する機会の中で、弁護士バッジや身分証等でその身分等を確認できず、また、原告が、その身分やN1入口に向かう理由等を明らかにしなかったため、現場警察官は、原告を弁護士と認識することができなかつたものであり、従って、「弁護士としての業務を妨害された」との原告の主張は当たらない。

以 上